

文京区バリアフリー基本構想の中間評価の実施について

1 目的

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）に基づき、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者、管理者が連携しながらソフト面・ハード面の一体的・面的・継続的なまちのバリアフリーを推進していくため、平成29年度までにバリアフリー基本構想重点整備地区別計画を策定した。本計画に掲載された特定事業について、令和2年度に中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行う。

2 中間評価のための検討体制

(1)バリアフリー基本構想推進協議会

（主に学識経験者、区民、関係行政機関等の委員による）

(2)バリアフリー基本構想推進委員会（庁内検討体制）

（委員長：都市計画部長 副委員長：都市計画課長）

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年	5月	第1回推進委員会の開催
	6月	第1回推進協議会の開催 まち歩きワークショップの実施（2日間）
	11月	心のバリアフリーワークショップの実施
	12月	第2回推進委員会の開催
令和3年	1月	第2回推進協議会の開催
	3月	文京区バリアフリー基本構想中間評価